

新型コロナウイルス対応緊急資金等 融資概要

融 資 名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策緊急資金
対象保証制度	普通保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号
対象となる 中小企業者等	①直近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少している方 または ②直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方	<業種指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者(※1)	<府内全市町村指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者(※2)
業 歴 要 件	府内で6カ月以上継続して同一事業を行っている (但し、売上高等の前年同期との比較が必要)		府内で1年以上継続して同一事業を行っている
融 資 利 率	年1.2%(固定金利)	同左	年0.9%(固定金利)
融 資 期 間	10年間(据置2年内)	同左	10年間(据置2年内)
資 金 使 途	運転資金及び設備資金	同左	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額 (※3)	有担保2億円 無担保8千万円	普通保証とは別枠で 有担保2億円 無担保8千万円	
信用保証料率	0.45%~1.70%	0.75%(一律)	0.9%(一律)
セーフティネット適用期間	—	令和2年3月6日 ~令和2年3月31日 (※4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)	令和2年2月18日 ~令和2年6月1日
実 施 期 間	令和2年2月6日 ~令和2年9月30日 (※普通保証の設備資金は令和2年3月2日から対象)		令和2年2月18日 ~令和2年6月1日

(※1) セーフティネット保証5号に係る対象要件

次の①、②の要件のいずれかを満たす方

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
ただし、時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可

(例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(※2) セーフティネット保証4号に係る対象要件

次の①、②の要件を全て満たす方

①適用地域内(京都府内の全市町村)において、1年以上継続して事業を行っていること。

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(※3) 融資限度額の総額は、普通保証と別枠を合わせて有担保4億円、無担保1億6千万円